

射水市水道事業包括業務委託 公募要領等に関する質問への回答

NO	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
1	公募要領	p5	第2章	2	(1) 応募事業者の構成等	「応募事業者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の了承を得た上で認めるものとする。」とありますが、これは、要求水準書の第2章「4 受託事業者が負担する備消耗品及び費用」、及び要求水準書第3章「4 受託事業者が負担する備消耗品及び費用」に記載のある委託費であり、ここに記載のある委託費以外は、再委託等は禁止であるとの捉え方でよろしいでしょうか。	要求水準書「4 受託事業者が負担する備消耗品及び費用」は、想定される再委託可能業務を示しており、その他の業務についても、市の承諾を得た場合は再委託をすることが可能となります。
2	公募要領	p6	第2章	2	(3) 各企業の応募資格要件	「業務開始までに次に掲げる条件を満たす者を本業務に配置できる者であること。」とありますが、ここに記載のある配置できる者とは、登録配置するのではなく、常駐にて業務実施する者との捉え方でよろしいでしょうか。	常駐配置を原則とします。ただし、危険物取扱者に関しては、非常用発電装置の燃料貯蔵所の取扱いのため取得要件としていますが、取扱時に必要となるため、登録配置でも可能とします。
3	公募要領	p9	第2章	4	(5) 公募要領等に関する質問の受付	公募要領等に関する質問の受付期間は、募集公告日から平成30年11月22日(木)17時までと記載されていますが、その後の質問は受け付けないとの理解でよろしいでしょうか。	原則としてはご理解のとおりです。ただし、応募希望者から以後の質問受付要望が多数ある場合には、再質問期間を設定することを検討いたします。
4	公募要領	p10	第2章	4	(7) 応募資格確認申請書の受付	代理人が持参する場合も委任状(構成企業から代表企業への委任状ではなく)は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、業務提案書については代理人により提出する場合に委任状が必要となります。
5	公募要領	p13	第3章	1	(1) 提出書類	共同企業体協定書(案)は、甲型のを求めておられるのでしょうか。あるいは乙型でも構わないとお考えでしょうか。	公募要領第2章「2 応募資格等」の要件を満たすものであれば、共同企業体の形態(甲型、乙型等)についての制限はありません。
6	公募要領	p13	第3章	1	(2) 添付書類	営業経歴書は、具体的にどのようなものを用意すればよろしいでしょうか。また、市税の納税証明は、支社の所在地のものでよろしいでしょうか。	営業経歴書は業務実績調書とお考えください。最新のものは直前1営業年度分としますが、財務諸表と併せて直前2営業年度分提出いただいても構いません。 市税の納税証明書は支社の所在地のものとしてください。その他納税証明書に関しては本市入札参加資格審査申請時の納税証明書提出時注意事項を参照願います。
7	公募要領	p13	第3章	1	(2) 添付書類	ア 共通書類のうち、「6 登録証明書」営業に関し、法律上必要とする登録の証明書とは、具体的にどのようなものでしょうか。	営業に関し法律上必要とする登録の証明書を有する場合に官公署が発行する証明書等の写しの提出を求めており、有しない場合には提出の必要はありません。具体的には、施設維持管理業務に要する電気設備、消防設備、警備、水質検査等に関する登録証明書を想定しています。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
8	公募要領	p14	第3章	1	(2)添付書類	イ その他書類のうち、個人資格に関する ~ について、本書類は会社として配置できることを問うもので、業務提案書提出時には、別の者に差し替えることは可能でしょうか。 また、その際、 ~ を満たす応募書類として、資格者の免状を差し替える扱いとなると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本書類は業務実施にあたり配置できることを確認するためのものであり、配置予定者で申請していただくこととなりますが、有資格者であれば変更は可能となります。なお、その際には、対象者の証明書等の写しを提出していただきます。
9	公募要領	p15	第3章	2	(2)業務提案書の構成	公募要領P15の業務提案書の構成では、「9 その他」が記載されていますが、受託事業者選定基準P4の「2 業務提案に係る審査項目」には記載されていません。 業務提案書の構成で、「9 その他」を記載した場合は評価の対象となり、また、記載しなくても減点の対象にはならないと解釈してよろしいでしょうか。	審査項目にはありませんが、その内容が料金関連業務又は施設維持管理業務の改善提案に該当するものであれば、評価対象となります。また、記載がない場合でも減点とはなりません。
10	公募要領	p15	第3章	2	(3)業務提案書の様式	ページ数について、表紙とともに目次も提案書の制限枚数40ページに含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 公募要領P14「業務提案書の構成」に記載の項目で表紙を除き40ページ以内となります。
11	公募要領	p15	第3章	2	(3)業務提案書の様式	ページ数について、提案書の附属資料等は、提案書の枚数制限の40ページ以内に含まれますか。 含まれない場合、提案内容を補足する附属資料等の枚数制限はありますか。附属資料等に枚数制限を設ける場合は、何ページまでとなりますか。	附属資料も枚数制限40ページに含まれます。
12	公募要領	p15	第3章	2	(3)業務提案書の様式	ページ数について、カタログ、雑誌・水道協会誌等への掲載資料の抜粋などの資料を添付する場合は、枚数制限にカウントされないと考えてよろしいでしょうか。	附属資料となりますので、枚数制限40ページに含まれます。
13	公募要領	p15	第3章	2	(3)業務提案書の様式	附属資料等について、附属資料も配点の対象となることから、提案書の制限枚数40ページに含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 附属資料も枚数制限40ページに含まれます。
14	要求水準書	p2	第1章	4	(3)業務実施体制	「総括責任者」の配置に必要な公的資格は、特に定められていないと考えてよろしいでしょうか。 また、業務委託全体を総括する管理能力とは、例えばどのような能力・経験を有する者を指すのでしょうか。	総括責任者の配置については、資格要件を設けておりません。 「業務委託全体を総括する管理能力」とは、本業務の目的、内容等を理解し、要求水準等を満たせるよう業務の進捗を管理するとともに、本市監督員と業務全体にわたり協議する能力であると考えます。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
15	要求水準書	p2	第1章	4	(4) 危機管理対応	ここでの「水道施設」は、要求水準書P17の「ア基本的な考え方」の「市が所有及び管理する取水、浄水、送水、配水に関する管路を除いた水道施設（各施設管路を含む。）」と解し、管路施設の緊急事態は含まないものとするのか否かをご教示ください。なお、含まれる場合の費用負担区分もお示しください。	ご理解のとおり、要求水準書P2「危機管理対応」における水道施設は、同P17に規定する水道施設であるため、管路（各施設管路を除く）の緊急事態は含みません。自然災害等による本業務外（管路等）の支援策があれば、提案いただき、別に協定を締結することを想定しています。なお、管路施設の緊急事態に伴う施設操作が必要な場合には対応していただくことになります。
16	要求水準書	p3	第2章	3	受託事業者が使用できる備品	【表1-1】（料金関連業務）に記載のある電話機についてですが、数量が8となっております。また、11月16日の説明会及び現地見学会時にいただきました参考資料のDVDに記載のある料金関連通信運搬費（電話料）実績において、主に検針の0766-84-9642、主に調定収納の0766-84-9643の電話料のみ記載ありますが、水道使用者様からの直通回線はこの2本のみであり、給水窓口・排水窓口専用の電話回線等はなく、費用は発生しないとの捉え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務開始時においては、給水及び排水の窓口業務に専用の回線を設けず、市と共有することを想定していますので、当該費用は発生しません。ただし、委託期間中に1Fフロアで当該業務を実施することに変更となった場合は、貸与済の電話番号を使用していただくことになります。
17	要求水準書	p3	第2章	3	受託事業者が使用できる備品	「詳細については、市と受託事業者の協議の上、業務開始時に決定するものとする。」とありますが、営業所開設時における、案内板や窓口用備品などは、原則用意しないものと理解しています。また、用意するものが発生した場合は、市からの貸与と理解していますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおり、業務開始時の当該費用は市負担とします。ただし、業務開始後における備品の追加及び案内板等の修正費用については、その原因等を調査し、双方協議の上、決定するものとします。
18	要求水準書	p3	第2章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	受託した際の水道等使用者様への告知・周知（HP・広報に記載、検針時等に周知書類配布等）にかかる費用については、【表1-2】に記載がありませんが、受託事業者で負担しないとの考え方でのよろしいでしょうか。また、受託した際の水道お客様センターの案内板等の設置費用についても、受託事業者で負担しないとの考え方でのよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、業務開始時の当該費用は市負担とします。ただし、業務開始後における追加の周知及び案内板等の修正費用については、その原因等を調査し、双方協議の上、決定するものとします。
19	要求水準書	p3	第2章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	【表1-2】（料金関連業務）について、要求水準書において受託事業者負担となる郵送料・電話料は、現在の基準額をもとに試算しますが、景気の変動等により、大幅に基準額が変更（平成28年6月にあった郵送料の値上げ）された場合には、その増加支出は発注者側と協議可能でしょうか。	要求水準書P2「リスクとその責任分担」に基づき、その原因等を調査し、双方協議の上、決定するものとします。
20	要求水準書	p3	第2章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	【表1-2】（料金関連業務）について、【別紙2-1】6給水停止業務に記載のキャップ閉栓に使うキャップ等は受託事業者負担となるのでしょうか。また、給水停止執行中のものはどの程度の件数があるのでしょうか。	給水停止業務に要するキャップは要求水準書P3【表1-1】中の開閉栓に係る工具類に含むため貸与品となります。なお、30年11月末の給水停止執行中の水栓は50件です。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
21	要求水準書	p4	第2章	5	(2) 検針業務	各戸検針は積雪に伴った時期においても、全件実施しているのでしょうか。 また、メーターボックス等が積雪で見られない際には、認定処理(平均処理)しても問題ないのでしょうか。	全件検針を原則としています。積雪時においても各戸のメーターボックス確認を行い、スコップ等除雪用具を使用しなければ検針不能と判断した場合においてのみ、認定処理を認めています。なお、最深積雪96cmを記録した30年2月の認定率は40.8%となっております。
22	要求水準書	p4	第2章	5	(2) 検針業務	漏水等の調査及び利用者へのお知らせが業務として記載されておりますが、積雪等の寒気の厳しい時期等の管割れ、漏水等の処理が多いと思いますが、昨年度及びその前年度の冬期の漏水等の対応件数をご提示ください。 また、現地調査を全件実施されたかお教えください。	ご理解のとおり、冬期の漏水等の対応件数は多くあります。12月～3月の検針後の再検針において漏水報告している件数、また、市からの報告を問わず、漏水による使用水量認定申請件数(12月～翌5月)は次のとおりです。なお、使用水量認定申請の現地調査は実施していませんが、実績水量算定や修理確認等のため、現地確認を要する場合があります。 再検針時の漏水報告件数 28年度：209件、29年度：197件 水量認定申請件数 28年度：147件、29年度：251件
23	要求水準書	p5	第2章	5	(3) 調定及び更正業務	アパート料金について、アパート料金適用と集合住宅徴収の対象は同じと考えてよろしいでしょうか。	双方は異なるものとなります。 アパート料金は「射水市水道事業アパート等集団住宅の適用範囲及び水道料金算定に関する規程」に基づく料金であり、集合住宅徴収事務受託契約の対象水栓は「射水市水道事業集合住宅徴収事務委託要領」に基づくものとなりますので、各々の管理規程を本市ホームページから参照願います。
24	要求水準書	p5	第2章	5	(3) 調定及び更正業務	井戸等使用水栓の汚水量データ入力及び利用者への通知文送付について、通知文は料金を通知する文章と考えてよろしいでしょうか。またその出力は、料金システム、アクセス、エクセル等何で行うものなのでしょうか。	通知文は、水道以外の井戸水等を使用している水栓のうち、使用人数や使用量の算定区分の変更等があった際に送付する文書です。料金だけでなく下水道使用料の算定根拠についてお知らせする文書になります。通知文はワード文書(データ差込)となります。
25	要求水準書	p5	第2章	5	(3) 調定及び更正業務	納入通知書の作成及び発送において、日本郵便株式会社では、地域等により集荷作業を中止・廃止しておりますが、射水市布目分庁舎での集荷はどのようになっているのでしょうか。 集荷が中止になった場合、郵便局への郵便物の持ち込みは受託事業者で行うのでしょうか。また、その際には、受託事業者の郵便物のみを持ち込みすればよいのでしょうか。	現在は毎日集荷作業を実施いただいております。廃止等の提案も受けていません。集荷廃止となった場合の対応については、市の郵便物もあることから、双方の協議によるかと考えます。
26	要求水準書	p6	第2章	5	(8) 検定満期メーター取替に伴う施工管理業務	「取替作業の施工管理」とは、現地に出向いて施工の確認をするということではなく、取替作業全般の管理(内業のみ)と解釈してよろしいでしょうか。また、取替業者に起因する苦情等の対応は、一次対応のみと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、施工管理には職員が行う工事完了後の検査補助を含みます。また、施工管理に起因する苦情等の対応は受託事業者が行うこととなります。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
27	要求水準書	p6	第2章	5	(9)水道メーター管理業務	不用メーターの売却支援について、不用と判断される基準をご教示ください。	撤去メーターを改造修理する際には、毎年度事前にメーカーへ現物確認を依頼し、改造修理に不適とされたものや破損したものを不用として分類しています。
28	要求水準書	p7	第2章	5	(10)給水装置工事に関する窓口業務	工事完成検査において、耐圧試験及び水質検査の記載があり、検査表においても、水圧及び残留塩素濃度の記載がありましたが、この検査に用いる計器類は受託事業者負担であるとの捉え方でよろしいでしょうか。また、計器類について射水市様の指定(計器類の規格並び校正の有無等)等がありますか。	耐圧試験は給水工事施工業者が実施しますので、受託事業者は提出された書類に基づき、現場にて検査場所等の確認を行うこととなります。また、残留塩素等の水質検査については、受託事業者が実施し、計器類についても準備していただく必要があります。なお、計器類の市指定はありません。
29	要求水準書	p7	第2章	5	(10)給水装置工事に関する窓口業務	「給水台帳管理に関する補助」とは、具体的に、どこまで補助作業を行うのでしょうか。	給水工事完了後に提出図書一式を水栓ごとに綴じ、指定された場所に適切に保管するとともに、当該書類をスキャンし、料金システムから閲覧可能となるよう電子データ保存する業務となります。なお、当該作業後の台帳は双方で利用し、共同管理することから補助業務としています。
30	要求水準書	p7	第2章	5	(11)指定給水装置工事事業者に関する業務 (13)排水設備指定工事店に関する業務	事業者証等の交付は、それぞれ5年に1回の発行となるのでしょうか。	給水装置工事事業者登録の更新は、水道法改正後となりますが5年ごとの更新を予定しています。250件程度の登録があり、31年度からの実施を予定しています。 排水設備指定工事店(250件程度)は既に5年更新となっており、30年9月に一括更新済みであり、次回は35年9月となります。
31	要求水準書	p8	第2章	5	(15)その他業務	その他業務は受託業者選定基準の第3章総合評価点の算出方法、2業務提案にかかる審査項目には記載がありませんが、提案書で記載する場合には、業務改善提案の項目で記載するほうがよいのでしょうか。	要求水準書P8のその他業務について業務提案する場合には、料金徴収関連の項目で記載し、当該業務の改善提案を行う場合には、業務改善提案の項目で記載してください。
32	要求水準書	p10	第2章	6	(2)業務の水準	ア 検針及び開閉栓業務について、「現在の市の基準と同等以上の水準」とありますが漏水及び異常水量、長期間使用水量が0 m ³ の不在使用者の調査基準をご教示ください。	異常水量については、前回比±40%を超えるものを抽出し、過去の検針状況等から再検針又は電話案内を実施する水栓を抽出しています。長期間使用水量0 m ³ については、過去の使用実績から不在となったと推測される場合、又は1年以上継続している場合に通知するよう努めています。
33	要求水準書	p10	第2章	6	(2)業務の水準	ア 調定及び更正業務について、「調定額のシミュレーションを行うなど」とありますが、システム上で実施する機能なのでしょうか。若しくは、アクセスやエクセル等で実施する機能なのでしょうか。	料金システム上で実施する作業となります。
34	要求水準書	p11	第2章	6	(2)業務の水準	ア 滞納整理及び給水停止業務について、「破産情報等を定期的に確認するなど債権の適正な管理に努めること。」とありますが、「破産情報」を定期的に確認する方法として、現状はどのように行っているのでしょうか。また、受託会社にどこまでの業務を求める予定でしょうか。	現在は官報等により定期的な破産情報確認を行っています。具体的には、本市在住者の破産申立及び免責情報等の収集、該当者の水道使用状況等確認、破産管財人への債権届出書提出補助及び不納欠損手続きとなります。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
35	要求水準書	p12	第2章	6	(2)業務の水準	ア 水道メーター管理業務について、「破損及び故障メーターを発見した場合には、直ちに新規メーターに取替え、その原因等を調査し、市に報告すること。なお、加害者がある場合には、加害者に対する交渉及び請求事務の補助を行うこと。」という記載文の中に、「原因等を調査し」とありますが、メーターのメーカーへの調査依頼とその費用および取替費用の業務負担区分及び費用負担区分をご教示ください。	原因調査は主に加害者がある場合のことを想定しています。加害者がある場合には、その原因を調査し、相手方の責であることが明らかな場合は、その損害額を請求するための積算等を行っていただきます。 メーターの故障については、メーカーの瑕疵の有無を調査し、瑕疵であると判断した場合には、メーカーとの交渉を行っていただきます。これらの費用については受託事業者負担となりますが、メーカー側の瑕疵がないと判断された場合の調査費用は市負担となります。
36	要求水準書	p12	第2章	6	(2)業務の水準	ア 水道メーター管理業務について、「破損及び故障メーターを発見した場合には、直ちに新規メーターに取替え、」との記載がありますが、この取替は全ての口径のメーターに対して、受託事業者の負担にて行わなければならないのでしょうか。 また、昨年度の取替等の件数をご提示ください。	当該業務に係る受託事業者のメーター費用負担は発生しません。作業については、口径40mm以下は受託事業者が行い、口径50mm以上は市が行う予定としております。なお、29年度の実績は第三者破損2件、故障2件です。
37	要求水準書	p12	第2章	6	(2)業務の水準	ア 水道メーター管理業務について、集合住宅徴収事務受託契約の検定満期メーターの管理は、料金システム又はアクセス、エクセル、紙などどのような形で管理されているのでしょうか。	集合住宅徴収事務受託契約の私設メーターに対しても市指定のメーター番号等を刻印させているため、料金システムによる管理となります。
38	要求水準書	p15	第3章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	【表2-2】中の委託費「ばい煙測定等」「コントロールシステム保守」について、現在の委託費をご教示ください。 また、コントロールシステム保守には、オンラインメーター不具合時のメーカー点検が含まれているかご教示ください。	ばい煙測定は、布目配水場、広上取水場で各年1回実施し、費用は各64,800円(税込)です。コントロールシステム保守契約額については説明会時に配布のCD内情報でご確認ください。なお、オンラインメーター不具合のメーカー点検は含んでいません。
39	要求水準書	p15	第3章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	【表2-2】委託費に記載している「ばい煙測定等」、「コントロールシステム保守」の2項目について、過去3か年程度の年間費用実績を、ご教示ください。	No38と同様です。
40	要求水準書	p15	第3章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	【表2-2】中の委託費「ばい煙測定等」について、現在の委託費をご教示ください。また、過去に委託した実績の測定頻度(回/年)、測定項目(ばいじん、NOx、SOx)、測定場所(布目、広上、鳥越)をご教示願います。	布目配水場、広上取水場で各64,800円(税込)です。その内容は次のとおりです。 測定頻度：1回/年 測定項目：ばいじん濃度、ばいじん濃度(13.0%酸素換算値)、硫酸酸化物濃度、硫酸酸化物の量、窒素酸化物濃度、窒素酸化物濃度(13.0%酸素換算値)、酸素濃度

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
41	要求水準書	p15	第3章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	【表2-2】委託費の除雪並びに現場説明会の配布CD「施設維持管理に関する個別委託一覧」にある除雪委託費の詳細をご教示願います。 ・回数 ・使用機材 ・除雪範囲等 また、例年を大幅に上回る大雪の場合の取り扱いについてもご教示願います。	29年度除雪実績の詳細は次のとおりです。 除雪機（タイヤショベル ホイール0.9～1.0m ² 級）1台 3時間程度×3箇所（上野、鳥越、日の宮） 除雪範囲は採水及び立会い、施設点検ができる範囲となります。（門扉周辺、人力除雪） 例年を大幅に上回る大雪が29年度であったと捉えており、想定以上の積雪となった場合でも委託全期間においては、見積価格内で対応可能であると考えています。
42	要求水準書	p15	第3章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	【表2-2】中の委託費について、除雪については、P21 工環境整備業務業務内容に「冬期の業務環境を維持するため必要部分の除雪を行うこと。」と記載されていますが、範囲や今までの委託実績についてご教示願います。	No41と同様です。
43	要求水準書	p15	第3章	4	受託事業者が負担する備消耗品及び費用	「委託費は再委託可能業務とする。」とありますが【表2-2】に記載されている委託以外の再委託は不可でしょうか。 （機器の定期保守点検等運転管理業務に係る業務）	その他の業務についても、市の承諾を得た場合は再委託をすることが可能となります。
44	要求水準書	p15	第3章	5	(1) 運転管理業務	「運用計画の立案」とありますが、現状の運用計画についてご開示ください。	当該運用計画はコントロールシステムにより毎日設定する配水運用計画を指します。現在は毎日6時に需要予測に基づく計画を作成し、9時・16時・22時に計画の補正操作を実施しています。
45	要求水準書	p15	第3章	5	(1) 運転管理業務	水需要予測及び配水計画時の設定において、6時、9時、16時、22時に行うとの説明がありました。休日、夜間勤務者は、6時、22時の作業をすることになるとは思いますが、知見はどの程度必要なのでしょうか。	施設運転管理に関しては、一定の研修期間を経て、施設の仕組みや配水系統等についての知識を習得した上で実施いただく必要があると考えています。なお、未経験者が実施する場合には、迅速かつ的確に対応をサポートする体制の構築が不可欠となります。
46	要求水準書	p15	第3章	5	(1) 運転管理業務	水需要予測及び配水計画時の設定作業にかかわる作業員は、現状4名の嘱託職員とのことでしたが、現在の就業状況・給与などを含めた諸条件をご教示ください。	各種法令に基づき、営業時間外の宿日直業務を4名で実施しています。29年度実績額は850万円程度です。
47	要求水準書	p16	第3章	5	(2) 保守点検業務	施設設備台帳情報の作成管理について、既存の施設設備台帳の電子データを活用したいと考えていますが、電子データ等の媒体で受託事業者への提供は可能でしょうか。	市ネットワーク内で電子データを提供し、作成管理等を実施していただきます。媒体による提供は外部流出等の危険性があることから原則禁止としています。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
48	要求水準書	p16	第3章	5	(4)環境整備 (6)保安管理	維持管理業務の中で樹木管理や保安管理で実施(配置)しなかった場合も委託料の支払はあるのでしょうか。	要求事項を履行しない場合には、当然に委託料の減額対象となります。また、そのような事案が発生した場合、市からの改善通告等を行うとともに委託後に設置予定の評価委員会において評価されることとなります。なお、通常、委託料の増減を伴う事案が発生した場合は、双方で協議し、委託料の額を変更することとなります。
49	要求水準書	p16	第3章	5	(5)ユーティリティ調達及び支援業務	「通信、薬品、燃料、その他備品及び消耗品類の調達管理」とありますが、この「燃料」調達は、22ページのオ ユーティリティ調達及び支援業務の 業務内容に記載がありません。燃料調達は、本委託業務に含まれないと理解してよろしいでしょうか。本委託業務に含まれる場合は、実績金額等をご教示願います。	ご理解のとおり、各施設の非常用発電装置に要する燃料費の調達は市が行います。要求水準書 P16「ユーティリティ調達及び支援業務」に記載の燃料は施設維持管理業務を実施するにあたり、その他の燃料が必要となった場合の調達を想定しています。
50	要求水準書	p16	第3章	5	(5)ユーティリティ調達及び支援業務	ユーティリティ調達の対象となる 通信、薬品、燃料、その他備品及び消耗品類、 その他ユーティリティの5項目のうち、 ついて、過去3か年程度の年間費用実績を、各項目別にご教示ください。(は、現場説明会時の配布 CDR で把握できています。)	の燃料については、主となる非常用発電装置分は市負担とし、その調達支援を行っていただきます。その他の燃料の過去3年間実績はありませんが、施設維持管理業務に関連して市が所有する移動式発電機等の燃料が必要となる場合があります。 のその他備品等については、水質計測器消耗品の調達が主であり、27~29年度の年間費用平均額は495,626円(税込み)となっています。その他施設維持管理用として、年間5万円程度の実績があります。 については、運用効率化のための業務提案によるものを想定しています。
51	要求水準書	p16	第3章	5	(7)布目分庁舎閉庁時(休日夜間)管理業務	夜間及び休日における1日の電話対応及び来客件数とその時間帯についてご教示ください。	営業時間外の電話対応は時期により件数が変動しますが、29年度実績は年間357件でした。来客については、ほぼ無に等しく、庁舎への出入りは、職員、庁舎管理関係業者、郵便・宅配業者に限られています。
52	要求水準書	p17	第3章	5	(10)その他業務	維持管理業務に伴う財務会計システム(支払)入力について、内容をご教示願います。	施設維持管理業務に関連する市が負担する支払の財務会計システム入力を想定しています。具体的には、毎月の施設電気料、警備保障費、受水費のほか定期的な水質検査料、電気保安委託料等となります。
53	要求水準書	p17	第3章	5	(10)その他業務	「維持管理マニュアル(運転管理、保守点検、水質管理等の各種マニュアル)の作成及び改善」とありますが、現在、整備されている維持管理マニュアルについてご開示ください。	これまでは計画的に人員を配置し、ノウハウ等を継承してきたため、マニュアルとして確立したものは整備されていません。受託事業者への引継までに整備する予定としております。
54	要求水準書	p17	第3章	6	(1)基本事項	ア 基本的考え方について、「取水、浄水、送水、配水に関する管路を除いた水道施設(各施設内管路を含む。)の維持管理」とありますが、各施設内管路とは具体的にどのような種類の管路があるのでしょうか。	井戸~配水池~配水流量計までの管路のほか各施設敷地内の水道管になります。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
55	要求水準書	p18	第3章	6	(1)基本事項	ア 閉庁時管理業務の水準について、「閉庁時管理業務には常時1名以上を配置すること。」となっていますが、閉庁時17時15分～翌8時30分までの夜間勤務体制は宿直勤務という考えでよろしいでしょうか。もしくは夜勤の考えでしょうか。 (宿直勤務は、電話対応、緊急対応、必要な運転操作管理以外は簡易会議室の簡易ベットにて仮眠もしくは休憩待機とする)	閉庁時管理は、要求水準書を満たすことが条件であり、その運用は、受託事業者の任意とし、その内容を提案いただくことになります。
56	要求水準書	p18	第3章	6	(1)基本事項	イ 年間維持管理計画書の作成について、現状の年間維持管理計画書についてご開示ください。	現在は予算設定時の各業務内容から年間計画を共有しており、確立した当該計画を作成しておりません。ただし、委託後においては市が当該業務を管理監督するため、受託事業者が作成する年間計画を確認する必要があると考え、提出いただくものです。
57	要求水準書	p18	第3章	6	(1)基本事項	イ 月間維持管理計画書の作成について、現状の年間維持管理計画書についてご開示ください。	No56「年間維持管理計画書」と同様です。
58	要求水準書	p18	第3章	6	(1)基本事項	イ 維持管理マニュアルの作成について、現在、整備されている維持管理マニュアルについてご開示ください。	No53「維持管理マニュアル(運転管理、保守点検、水質管理等の各種マニュアル)の作成及び改善」と同様です。
59	要求水準書	p18	第3章	6	(1)基本事項	イ 維持管理業務マニュアルの作成の中で、「受託事業者は、業務開始に先立ち、施設維持管理の委託対象業務に関する各マニュアルを作成し、市の承認を得ること。」とありますが、こちら現場説明会の際にご教示いただきました料金関連業務の業務マニュアル作成同様、業務引継期間中に射水市の業務マニュアルを基に作成するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	p18	第3章	6	(1)基本事項	ウ 施設維持管理業務体制の整備について、施設業務責任者及び有資格者は、業務期間中の変更は可能でしょうか。	変更は可能となりますが、要求水準書P2「業務実施体制」で当初の従業員と同じレベルで業務を遂行できるよう教育等を行った上で配置することとしている趣旨から、責任者及び有資格者の変更は最低限にすべきと考えます。
61	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務の内容について、「配水運用計画の設定操作」とありますが、現状の配水運用計画についてご開示ください。	No44「運用計画の立案」と同様です。
62	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務の内容について、「県企業局との受水量確認及び受水量変更立会い(毎月営業日初日)」とありますが、受水量確認方法、受水量変更決定の方法、受水量変更の頻度など、この業務に関する記録をご開示ください。	受水量の確認については、上野調整場の操作盤内指示値を読み取り、立会い確認書に記入して県担当者へ渡しています。 受水量変更操作については、受水協定により県担当者が操作します。 受水量変更頻度は、境川系受水量の変更が年8回となっています。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
63	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務の内容について、「運転日報・月報・年報・その他必要書類の作成、整理、報告」とありますが、運転に関する各データの形式が何であるか(CSV等)をご教示ください。	コントロールシステムからの出力帳票とエクセル等により作成する書類が存在しています。コントロールシステムからデータを抽出する機能はありますが、現在は当該機能を利用して作成している書類はありません。
64	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務実施の留意事項について、「受託事業者が作成する年間及び月間運転管理計画」とありますが、現状の年間及び月間運転管理計画についてご開示ください。	運転管理計画についてはNo56の「年間維持管理計画書」と同様ですが、県企業局からの受水量については、和田川系20,000m ³ /日は年間を通して変更なく、境川系は月によって異なります。(日量9,990~13,400m ³) その他詳細は引継ぎ期間に確認いただきます。
65	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務実施の留意事項について、「自己水源からの取水及び浄水は、県受水を最大限に使用することを前提とするが、自己水源維持のため、定期的に稼働し、効率的な運用に努めること」とありますが、現状の稼働頻度及び1回あたりの取水量・浄水量についてご教示ください。	自己水源維持のための定期的な稼働として、広上取水場では送水圧力管理で自動運転している送水ポンプと連動し、1~2回/日(約120m ³ /回)稼働しています。また、布目配水場では、配水池内水位が下がると自動運転し、2~3回/日(約60m ³ /回)稼働しています。大島7号井については手動で20日に1回程度(約30m ³ /回)取水しています。
66	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務実施の留意事項について、「県受水を最大限に使用すること」とありますが、県側の水源事故など、今までに県受水ができなくなった事例がありましたら、ご教示ください。	県受水制限等の事例は、平成20年12月に県浄水施設の浸水による受水停止及び制限がありました。本市においては自己水源を活用するなどの対応を実施し、給水制限には至りませんでした。
67	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務実施の留意事項について、「コントロールシステム運用上の課題や問題点については、受託事業者がシステム開発事業者等とともに解決に努め、改善方法を市に報告する」とありますが、これまで、コントロールシステム運用上発生した課題や問題点があればご教示ください。	日の宮受水場から上野調整場への送水ポンプ稼働時間において、システム設定している送水量と実際の送水量の差により22時の配水計画操作で送水ポンプの間欠運転が発生する場合があります。なお、この事象については、システム開発業者と対応協議しております。
68	要求水準書	p19	第3章	6	(2)業務の水準	ア 業務実施の留意事項について、「各設備機器は常に最良の状態を保持するよう、稼働状況を記録すること。」とありますが、これまでの各設備機器の稼働状況の記録について、ご開示ください。	「稼働状況を記録」とは、毎日の状況をすべて記録するものではなく、不具合及び点検結果を記録するものとお考えください。現状では、コントロールシステム保守やその他設備の点検報告書及び各種日報等であり、閲覧期間に開示済と考えています。
69	要求水準書	p20	第3章	6	(2)業務の水準	イ 業務実施の留意事項のうち、小規模修繕で各年度合計5,000千円まで、事業者の負担となっており、残額がある場合は翌年度に繰越し、最終年度に清算することになっているが、最終年度に残額となった分は委託料が減額されるのでしょうか。	最終年度に清算し、委託料を減額することになります。
70	要求水準書	p21	第3章	6	(2)業務の水準	ウ 業務の内容について、「水質計測器の調整、試薬等補充」とありますが、これまで実施された記録がありましたらご開示ください。	定期点検のほか、適宜実施しますが、当該記録はありません。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
71	要求水準書	p21	第3章	6	(2)業務の水準	ウ 業務の内容のうち「ドレン排水等の水質管理附帯作業」について、ドレン排水管理が必要な場所とおよその頻度をご教示願います。	夏季に五官野・水上谷方面で3箇所、庄西町方面で1箇所実施しています。その他は状況に応じた臨時作業となります。
72	要求水準書	p21	第3章	6	(2)業務の水準	ウ 業務内容のうち、「ドレン排水等の水質管理附帯作業」について、末端の残留塩素低下や工事に伴う水質悪化が主な原因と推察されますが、末端の残留塩素低下の系統や頻度、工事に伴う水質悪化の年間の頻度等をご教示願います。	No71と同様です。 なお、工事に伴う水質悪化対応の昨年度実績はありません。
73	要求水準書	p21	第3章	6	(2)業務の水準	ウ 業務実施の留意事項について、「水質管理にあたっては、水質検査項目、検査頻度等を設定した水質管理計画書を作成し、市の承認を得ること」とありますが、現状の水質管理計画書についてご開示ください。	要求水準書には「水質管理計画書」と「水質検査計画」という双方の表記があります。水質管理計画書とは受託事業者がどのような方針又は計画で水質管理を実施するかを市に提出する書類となります。一方、水質検査計画は市が公表するものを指しています。 よって、現状において水質管理計画書は存在しません。市の方針である水質検査計画は要求水準書別紙4でお示ししたとおりです。
74	要求水準書	p21	第3章	6	(2)業務の水準	ウ 業務実施の留意事項について、「最適な薬品注入率による水質管理に努め、必要事項の検査測定を行うこと。」とありますが、薬品注入率の記録をご開示ください。 また「必要事項の検査測定」とは、「第3章6番(2)ウ 業務実施の留意事項」に記載してある「水質管理計画書」に基づく水質検査項目・頻度なのかをご教示ください。	薬品注入率については、気温・配水量・取水量により変動するため、残留塩素計の指示値を確認しながら適宜調整しており、記録はありません。 なお、「必要事項の検査測定」とは、市が公表する水質検査計画に基づく水質検査項目及び頻度となります。ただし、臨時の水質検査が必要な場合があります。
75	要求水準書	p21	第3章	6	(2)業務の水準	ウ 水質管理業務について、水道法上で定められる毎日検査は自動水質測定器の計測値確認であると認識しています。その他に、受託事業者は、採水の搬送支援や検査結果の評価、報告、管理を行うことにより市を支援することで、手分析は無いものと理解してよろしいでしょうか。	採水時及び測定値の異常が疑われる場合や、機器の調整の際には手分析を行う必要があります。
76	要求水準書	p22	第3章	6	(2)業務の水準	オ 業務の内容について、消耗品類の実績をご教示願います。	水質計測器消耗品の調達為主であり、27～29年度の年間費用平均額は495,626円(税込み)となっています。その他施設維持管理用として、年間5万円程度の実績があります。
77	要求水準書	p23	第3章	6	(2)業務の水準	カ 業務の内容のうち、「消防用設備による監視及び点検」とは、現場説明会で配布されたCDの中にあるファイル名「警備 広上取水場.pdf 並びに 警備 布目配水場・日の宮受水場.pdf」の2つのファイルに掲載された仕様等内の「火災監視サービス」、「トマホーク監視サービス」での監視とその装置の点検をすることでよろしいでしょうか。	現状ではご理解のとおりです。ただし、33年度以降は、現在の手法に拘束されることなく、最適な施設保安管理手法を提案していただきたいと考えています。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
78	要求水準書	p23	第3章	6	(2)業務の水準	カ 業務実施の留意事項について、「平成33年度(2021年度)以降は受託事業者の責任により、同等以上の保安管理を実施すること。」との表現から現場説明会で配布されたCDの中にあるファイル名「警備広上取水場.pdf 並びに 警備 布目配水場・日の宮受水場.pdf」の2つのファイルに掲載された仕様に基づく警備業法第二条四項の5に該当する機械警備業務を受託事業者が引き続き実施することによろしいでしょうか。	ご理解のとおり、警備業法第2条第5項に規定する機械警備業務を実施していただきます。ただし、現在の仕様書に拘束されることなく、最適な施設保安管理手法を提案していただきたいと思います。
79	要求水準書	p23	第3章	6	(2)業務の水準	キ 業務の内容のうち、「電話及び来客対応」の開閉栓の電話受付(料金システムでの水栓特定)について、料金システムでの水栓特定は、閉庁時でも料金システムが365日24時間稼働と踏まえ、料金関連業務以外の従事者(施設維持管理業務従事者で時間外従事者)が閲覧又は操作を行うとの解釈によろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、料金システムは毎日のデータバックアップのため、23時から翌朝6時まで停止させています。その時間に水栓特定する必要が生じた場合には、必要情報を聞き取り、料金システム稼働時間に確認を要することになります。
80	要求水準書	p24	第3章	6	(2)業務の水準	キ 業務実施の留意事項について、「施錠システムや記録簿等により、時間外の在庁者及び入退出者を管理し、毎日22時から翌朝6時までの間において、在庁者がいない場合には、警備保障システムを作動するなど、布目分庁舎の保安管理に努めること。」とあり、警備保障システムには人感センサー等を指すと思われそうですが22時以降に施設維持管理従事者の行動範囲には支障が無いもの判断によろしいでしょうか。	施錠システム作動後には、庁舎内においてもセンサーが稼働しますので、一部行動範囲は制限されますが、当該業務に必要な場所には影響がないように設定しています。
81	要求水準書	p25	第3章	6	(2)業務の水準	コ 業務実施の留意事項について、「水道施設の維持管理に関する専用電話を設置し、電話番号を外部へ周知するため、適切に対応すること。」とありますが、従来の電話機とは別に受託事業者によって新たに電話機及び回線を設置する必要があるのでしょうか。	水道施設の維持管理に関する専用電話の回線は市が貸与します。その電話番号を水道施設維持管理用として外部へ周知するため、常時電話対応可能な体制を整えることを要求水準としています。なお、当該電話料金は受託事業者負担となります。
82	要求水準書				業務の改善提案	各頁に業務の改善提案が記載されていますが、改善提案を行うのは、受託後との理解によろしいでしょうか。 また、提案時に改善提案を記載したほうがよろしいのでしょうか。	要求水準書記載の「業務の改善提案」については、受託後の提案を義務付けるものであり、業務開始後の検討により現在の手法が最適であると判断された場合にはその報告を行うこととなります。 業務開始時から改善が可能と判断されたものについて業務提案書への記載を妨げるものではありません。また、改善提案方針と具体的なスケジュールについては、審査項目に含まれております。
83	要求水準書 別紙2-2	p1		3	検針業務	検針単価について、地区別単価設定65~100円、集中検針40円、大口150円はいずれも税抜単価でしょうか。 また、交通費の支給基準も併せてご教示ください。	税込単価となります。交通費については、検針員の自宅から布目分庁舎及び検針地区までの距離等を考慮し、5kmごとに4区分を設定し支給しています。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
84	要求水準書 別紙 2 - 2	p2		4	開閉栓業務	集合住宅徴収業務受託契約も開閉栓の対象となるのでしょうか。 なる場合は、その件数の内訳もご教示ください。	集合住宅徴収事務受託契約の私設メーターに対しても市指定のメーター 番号等を刻印させているため、開閉栓の対象となります。当該契約に関 する開閉栓数は集計しておりません。
85	要求水準書 別紙 2 - 2	p2		5	調定収納滞納整理業務 (平成 29 年度実績)	平成 28 年度、平成 27 年度調定収納率(いずれも翌 4 月末締め)につい てご教示ください。	次のとおりです。 平成 28 年度：99.28% (過年度含む 99.72%) 平成 27 年度：99.12% (過年度含む 99.66%)
86	要求水準書 別紙 2 - 2	p4		8	下水道使用料関連業務	井戸等併用水洗の汚水料変更入力件数のうち、企業認定の対象となる企 業、業種についてご教示ください。また、「企業認定」と「人数認定」 は差異がないものと考えてよろしいでしょうか。	水道以外の井戸水等を使用し、汚水量計測装置を設置していない一般家 庭、学校以外のものを企業(事業所)認定の対象としています。業種に ついては特に限定していません。 「人数認定」と「企業認定」は次のとおり算定方法が異なります。 人数認定：一般家庭の世帯人員数に 1 人 1 使用月あたり単位水量 6 m ³ を乗じた水量を認定 企業認定：事業所の従業員数等に の単位水量に 2 分の 1 を乗じた水 量を認定
87	要求水準書 別紙 2 - 2	p4		10	電算システムその他	現行システムは、平成 14 年度全更新以後、機器更新及びシステム改修に より継続使用との記載がありますが、現在の OS 及びオフィスのバージョ ンについて教えてください。	現在の OS は windows7、office は 2013 となっておりますが、31 年度に双 方の更新を予定しています。
88	要求水準書 別紙 4	p2		4	水質検査の基本方針	(1)イ(ア)毎日水質検査について、10 箇所の自動計測されたデー タが中央のコントロールシステムに伝送されており、その数値の異常の有 無を確認、記録し帳票に取りまとめる考えでよろしいでしょうか。	毎日水質検査は 10 箇所のうち 5 箇所がコントロールシステムに伝送され 自動で日報が作成されます。残りの 5 箇所については、メール送信され エクセルにて帳票を作成しています。水質管理業務では当該データを整 理して記録管理し、その結果の評価及び分析を行い、効率的な水質管理 を行うことを要求しています。
89	要求水準書 別紙 4	p2		4	水質検査の基本方針	(1)イ(イ)水質基準項目について、(イ)「水質基準項目」は「定 期水質検査」の解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	受託事業者 選定基準	p3	第 3 章	1	(2)実施方法	プレゼンテーションに必要な機材等について、市では具体的にどのよ うなものをご用意いただけるのでしょうか。 プロジェクターやモニターをご用意いただく場合は、出力端子につい てもご教示ください。	市では、ワイヤレスマイク(スピーカーセット)、プロジェクター、V G A ケーブル(D-sub15pin 及びミニ D-sub15pin)、スクリーンを準備す る予定としています。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
91	受託事業者 選定基準	p5	第3章	3	(2)価格評価点の算出 方法	縦軸を『配点』、横軸を『見積額』とした表について、図上では、斜線 および見積基準額上の横線の線分が、1/3ずつと見受けられます。最低 価格は公表しないとのことですが、この線分の割合は、1/3と解釈し てよろしいでしょうか。	資料上は1/3に分割表示としていますが、実際は1/3であるとは限り ません。
92	委託契約書	p3	第2章	8	総括責任者等	「総括責任者は、料金業務責任者又は施設業務責任者を兼ねることがで きる。」とありますが、説明会で料金業務責任者と給排水工事業務の責 任者を兼ねることができないという趣旨の説明があったと思いますが、 間違いはないでしょうか。	給水装置工事主任技術者及び排水設備工事責任技術者は、当該業務の窓 口に必置とするため、別フロアで実施するその他料金業務を含めた料金 関連業務全体を統括する料金関連業務責任者となるはできません。 ただし、業務開始後の提案により同一フロアでの業務が実施された場合、 この条件は廃止されると考えています。
93	委託契約書	p8	第4章	37	委託料の支払	第1項に、「各年度の委託料の支払額(以下、「年割額」という。)は、 頭書の委託料を業務期間の月数で除した額に各年度の月数を乗じて得た 額とし」とあり、第2項に、「受注者は、前条の確認を受けたときは、 書面をもって年割額の2分の1(初年度においては10分の10)の委託 料の支払を請求することができる。」とありますが、受注者が請求でき る委託料と請求回数については、以下ということでしょうか。・初年度 = (委託料総額 ÷ 54か月) × 6か月分 × 1回・2年度目以降 = (委 託料総額 ÷ 54か月) × 6か月分 × 2回	ご理解のとおり、現在6か月ごとの支払を想定していますが、支払回数 及び年割額については、優先交渉権者との協議により決定することにな ります。
94	委託契約書	p8	第4章	37	委託料の支払	受注者が請求できる委託料と請求回数について、以下のとおり毎月また は四半期毎への変更は可能でしょうか。 【毎月】 ・初年度 = (委託料総額 ÷ 54か月) × 1か月分 × 6回 ・2年度目以降 = (委託料総額 ÷ 54か月) × 1か月分 × 12回 【四半期毎】 ・初年度 = (委託料総額 ÷ 54か月) × 3か月分 × 2回 ・2年度目以降 = (委託料総額 ÷ 54か月) × 3か月分 × 4回	現在6か月ごとの支払を想定していますが、支払回数及び年割額につい ては、優先交渉権者との協議により決定することになります。
95	委託契約書	p8	第4章	37	委託料の支払	契約書案の委託料の支払条項の2項にある「年割額の2分の1の委託料 の支払を請求することができる。」とは、半年ごとの期末の支払である と理解してよろしいでしょうか。	現在6か月ごとの支払を想定していますが、支払回数及び年割額につい ては、優先交渉権者との協議により決定することになります。

N0	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
96	委託契約書	p9	第5章		災害発生時及び事故発生時の対応	災害時における協定を締結するとありますがどのような内容でしょうか。	災害時における協定とは、要求水準書 P2「危機管理対応」に記載した本市が自然災害等により被災した場合の支援策（本業務外の対応）を提案いただき、その内容及び費用負担等について、優先交渉権者と協議の上で締結するものを想定しています。 なお、本業務内の災害時対応及び費用負担については、要求水準書に記載の内容のほか、提案内容に基づき、優先交渉権者と協議の上で契約書等において最終決定いたします。
97	委託契約書	p9	第5章		災害発生時及び事故発生時の対応	災害やトラブル対応の実績はありますか。（料金関連、施設維持管理）	（料金関連） 大規模な被災及びトラブルの実績はありません。水道 LAN の不具合による料金システム停止は過去にありましたが、保守業者が迅速に対応し、短時間で解消しています。 （施設維持管理） 大規模な被災及びトラブルの実績はありませんが、地震・大雨・暴風等の際には、確認できる状態となった後、施設パトロールより状態を確認しています。なお、施設異常警報が発生した場合には即時対応しています。
98	その他(閲覧資料等)				現場説明会時の質疑内容	現場説明会時にあった質疑内容について、文書にして再度ご回答していただけますでしょうか。	現場説明会時の主要な質問については、本回答に記載してあります。
99	その他(閲覧資料等)				従業員用駐車場等	従業員の使用する駐車場及び駐輪場はありますか。費用も合わせてご教示ください。	受託事業者従業員の使用する駐車場・駐輪場については、無償貸与とします。
100	その他(閲覧資料等)				執務場所予定図	現場説明会で配布された C D 中にあるファイル名「執務場所予定図.pdf」の 2 枚目の枠内の表記に（上下水道業務課との間に簡易間仕切りの設置）、（LAN 配線工事、施錠管理システムの移設、簡易ベット必要）との記載がありますが、この簡易間仕切りの設置と LAN 配線工事、施錠管理システムの移設、簡易ベットの準備は、貴市で対応するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

NO	書類名	項	章	項目	項目名	内容	回答
101	その他(閲覧資料等)				包括業務委託執務場所	本業務の履行場所は、現場説明会時に頂いた、「包括業務委託執務場所」に記載のとおりと推察されます。上段右図での、給水窓口、排水窓口は、将来的に移動可能とのことですが、業務開始当初からの変更について、1年間程度は最低できないものと解釈してよろしいでしょうか。また、本業務以外でも現場説明会のとおり、執務場所についても現在を踏襲し若しくは、指示の場所（閉庁時管理場所）で執務すると解釈してよろしいでしょうか。	原則として業務開始時の執務場所は指定しますが、契約から業務開始までの間に執務場所の変更について提案し、市の了承が得られた場合には可能であると考えます。 ただし、給排水窓口については、管路を所管する市担当課との連携を重視するため、一定期間の経験及び実績が必要になると考えています。
102	その他(閲覧資料等)				料金関連業務 印刷製本費実績	印刷費用総額に消費税は含まれていますか。	含まれています。
103	その他(閲覧資料等)				料金関連業務 通信運搬費実績	電話料金に消費税は含まれていますか。	含まれています。